

## 条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和2年2月定例県議会に提案される福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年2月26日  
教 育 長

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い当該学校の職員の定数を改めるものである。

2 改正の概要

学 校 種 別	条 例 定 数 案	現行定数との比較
県立中・高等・中等教育学校	6,080人	△74人
県立特別支援学校	1,949人	15人
市町村立小・中・義務教育学校	16,310人	186人
市町村立特別支援学校	219人	3人
合 計	24,558人	130人

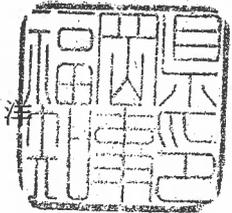
3 施行期日

令和2年4月1日

1 教 教 第 1 4 1 7 号  
令 和 2 年 2 月 6 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小 川



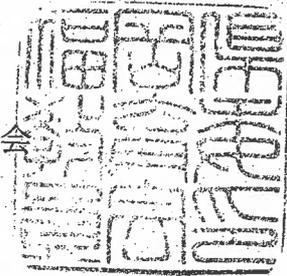
## 条例の提案に対する意見の聴取について

本年2月に招集予定の福岡県議会定例会に「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

1 教教第 1 6 3 4 号  
令和 2 年 2 月 6 日

福岡県知事 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対 2 月 6 日 1 教教第 1 4 1 7 号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

#### 第四四号議案

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年二月二十六日

福岡県知事 小川 洋

#### 理由

県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(福岡県県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項を次のように改める。

中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員(実習助手を含む。)	五、三八九人
	事務職員及び技術職員	四五七人
	その他の職員	一三四人
	計	六、〇八〇人

第二条第一項の表特別支援学校の職員の項中「一、八四〇人」を「一、八五五人」に、「二、九三四人」を「二、九四九人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一四、四四三人」を「一四、六四九人」に、「六八八人」を「六八一人」に、「三三二人」を「三三〇人」に、「七七二人」を「七六〇人」に、「二六、二二四人」を「二六、三二〇人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二〇二人」を「二〇五人」に、「三一六人」を「三一九人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

第四四号議案

福岡県立学校職員定数条例及び福岡市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

新旧対照表

福岡県立学校職員定数条例 (昭和二十八年福岡県条例第三号)		
改正案		現行
<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p>		
中学校、高等学校 校及び中等教育 学校の職員	校長及び教員 (実習助手を 含む) 事務職員及び 技術職員 その他の職員	五、三八九人 四、五七人 二、三四人 計 六、〇〇〇人
特別支援学校の 職員	校長及び教員 (実習助手及 び寄宿舍指導 員を含む) 事務職員 その他の職員	一、八五五人 六〇人 三、四四人 計 一、九四九人
2	(略)	2 (略)

福岡市町村立学校職員定数条例 (昭和三十九年福岡県条例第五十号)		
改正案		現行
<p>(定数)</p> <p>第二条 前条の職員の定数は、次の表のとおりとする。</p>		
小学校、中学校 及び義務教育学 校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び 学校栄養職員 事務職員	一、四、六四九人 六、八八人 三、三〇人 七、七六人 計 二、六、三〇〇人
特別支援学校の 職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び 学校栄養職員 事務職員	一、〇五人 四一人 二一人 八一人 計 二、九八人
2・3	(略)	2・3 (略)